

厚生常任委員会記録

令和3年9月13日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時12分

○出席委員（7名）

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 4番 齋藤豪委員
8番 木村隆洋委員 20番 石田久委員 27番 宮本隆志委員
28番 下山文雄委員

○出席理事者（4名）

市立病院事務局長 澤田哲也 市立病院総務課長 堀子義人
市立病院医事課長 尾坂毅 地域医療課長 佐伯尚幸

○出席事務局職員（2名）

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

- 委員長（木村隆洋委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

議案第82号 弘前市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例案

- 委員長（木村隆洋委員） 議案第82号弘前市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市立病院事務局長。
- 市立病院事務局長（澤田哲也） それでは、議案第82号弘前市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。
お手元の配付資料1、弘前市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例案の概要を御覧ください。ようお願いたします。
まず、1、条例案の内容についてでございます。
本条例案は、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院の統合により、新中核病院である（仮称）弘前総合医療センターが開院することに伴い、病院事業を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。
次に、2、廃止または改正する条例についてでございます。本条例案は、本則で一つの条例

を廃止し、附則で二つの条例の廃止と八つの条例の改正を行うものとなっております。

まず、(1)病院事業の廃止に伴い廃止する条例は、本条例を含めた三つで、いずれも病院事業の条例となります。条例案では、廃止及び廃止に伴う経過措置について、本則と附則第2項から附則第7項にかけて規定しております。

続いて、改正する条例は、(2)の病院事業の廃止に伴うものが七つと、(3)の病院事業の清算に伴うものが一つの全部で八つでございます。

(2)の病院事業の廃止に伴い改正する条例の改正内容でございますが、病院事業職員の定数削除に伴う市長の補助機関の職員定数の変更や医師の定年に係る規定箇所の削除、また「病院事業」など市立病院に関連する字句の整理等を行うものであります。条例案では、附則第8項から附則第12項及び附則第17項と附則第18項で規定しております。

(3)の病院事業の清算に伴い改正する条例の改正内容は、弘前市特別会計条例を改正し、新たな特別会計として病院事業清算費特別会計を設置しようとするものであり、条例案では附則第13項で規定しております。詳細については、3、病院事業清算費特別会計についてで御説明いたします。

令和4年3月31日の病院事業廃止に伴い病院事業会計も廃止となりますが、診療報酬は診療を行った翌月に請求し、診療月から2か月後に振り込まれることとなりますので、令和4年の2月分と3月分の診療報酬は令和4年4月1日以降の収入となります。

令和4年度は、こうした請求・収納事務や3月分の支払い事務といった令和3年度分の病院事業の残務のほか、医療機器等の売払い、廃棄処分などの整理業務を行うこととなりますので、これらに係る経費を管理する必要があります。

このことから、清算を含めた病院事業に係る経費を明確にするため、特別会計を設置するものであります。

病院事業清算費特別会計は1年限りとし、令和4年度末をもって当該特別会計を廃止し、令和5年度は企業債の残債や診療報酬の滞納分など、債権・債務を一般会計へ引き継ぐこととしております。

条例案では、附則第14項から附則第16項にかけて、病院事業清算費特別会計の廃止及び廃止に伴う経過措置について規定しております。

最後に、4、施行期日ではありますが、病院事業清算費特別会計の廃止に係る規定を除き令和4年4月1日とし、当該特別会計の廃止に係る規定は令和5年4月1日とするものであります。

以上が本条例案の概要でございます。

なお、配付資料2として、本条例案で改正する条例の新旧対照表を添付いたしましたので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（木村隆洋委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 3番目の病院事業清算費特別会計についてなのですが、ここでは、診療報酬は診療を行った翌月に請求というような形で請求事務のほうが行われるわけですが、その中で、この下の医療機器等を売るとか、あるいは廃棄処分とかの整理業務を行うためという形で、経費を管理するという文面なのですが、市立病院の場合はオーダーリングで患者のカルテとかをいろいろやっているわけですが、こういうようなオーダーリングとか、処方箋とかいろいろな形の、それは今後どういうふうになっていくのか。

市立病院の場合は紙カルテでありますので、電子カルテではないので、かなりの量が重なっ

て、それは今後どこに引き継ぐのか。そういうのはかなり、50年分のカルテがあると思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○市立病院医事課長（尾坂 毅） 紙カルテの保管等につきまして、私のほうから回答させていただきます。

カルテにつきましては、医師法のほうで保存年月が5年間と定められておまして、その5年分の紙カルテをそのまま国立病院のほうに移設して、保管していただくことになっております。もちろん閲覧もできるということでございます。

○20番（石田 久委員） 今の中で、紙カルテを全部、国立病院のほうにカルテを全部持って行って、そこでやるのか。多分、向こうのほうでもそういうような、電子カルテだったら場所はそう取らないのですけれども、やはり50年分のカルテを全部持って行って、そこでまた職員がどうのこうのという形になると、ちょっと見えないのですけれども。

そういう意味では、どういうふうな形で……もうちょっと詳しくお願いいたします。

○市立病院医事課長（尾坂 毅） 今、委員が50年分とおっしゃっていましたが、一応、医師法で保管義務があるのが5年間ですので、5年間分のカルテを移設するということになります。量的には5年分ということになりますので。

きちんと保管する場所も決まっておまして、そこに保管することになっておまして、患者がいらして、そのときに名前等の照会がございましたら探していただいて、そこから出していくということで、国立病院のほうに移るということになっております。

○市立病院事務局長（澤田哲也） 補足させていただきますけれども、紙カルテの閲覧については、あくまでも患者本人の同意が必要だということになっておりますので、今現在、既に外来とかに来院した患者については説明の上、同意を頂いておりますので、それが分かるような形で弘前病院のほうで管理してもらおうということになっております。

○2番（成田大介委員） 私からは一つ、先ほどの3、病院事業清算費特別会計についてということ。

これは来年の4月1日から、1年間の特別会計というようなことなのですが、この下から4行目の、先ほどとちょっとかぶりますけれども、医療機器等の売払い、廃棄処分などの整理業務を行うためというようなどころなのですが、私はこの辺の医療の関係の仕組みがちょっと分からないのですけれども、この見通しというのを教えていただきたいと思っております。

○市立病院総務課長（堀子義人） 医療機器の売払い、廃棄処分の見通しということでございますけれども、こちらにつきましては、まずは第一義的には、国立病院機構のほうに必要なものにつきましては両病院で協議の上、売却という形を取りたいと思っております。国立病院機構のほうで必要ないという機器につきましては、医療機器につきましては通常の一般的な機械と違まして、やはり医療関係の専門の業者等でないと取扱いができないということでございましたので、まずはそちらのほうへ買取りの打診等をさせていただきたいと思っております。

ただし、当院の医療機器はかなり古いものが多くて、なかなか、現実的には売却が難しいものも多いかと思っておりますので、可能な限り経費がかからないように、例えばプラス・マイナス・ゼロになるような価格で売却できないか等、業者とも——業者についてはまだ決まっておられませんけれども、来年度相談させていただきたいと考えております。

○委員長（木村隆洋委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村隆洋委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時12分 散会】